事業番号	19 01 01	事業改善シート（令和元年度実施事業分）	当初要求 □当初予算案 □補正予算案 ■点検
事 業 名	労働委員会運営費	部局	労働委員会事務局
		課・室	
		実施期間	S20 ～
		E-mail	roi@pref.nagano.lg.jp

総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン2.0）	
8つの重点目標	
総合的に展開する重点政策	

1 事業の概要

事業の現状・目指す姿（予算編成時）

【現　状】
- 労働組合法・労働関係調整法等に基づき、労使紛争の解決等に努めている。
- 雇用形態の多様化や働き方改革の推進などにより、労働者個人と事業主間の紛争が増加するなど、従来とは異なる労働問題が増加しており、事業ニーズは高いものと考えられる。

【目指す姿】
- 労使紛争の調整を行い、その解決を図ることによる健全な労使関係の構築。
- 不当労働行為救済申立に係る審査、救済命令の発出による労働者の団結権の実質的保障。

【実施内容】
- 労働争議の調整、個別労働紛争のあっせん、不当労働行為事件の審査。

指標及びその達成状況

No	成果指標	H29年度	H30年度	R1年度	目標値	達成状況
1						
2						
3						
4						

事業コスト

区分（単位：千円）		H30年度	R1年度
予算額	前年度繰越		
	現計予算	4,220	4,493
	合計（A）	4,220	4,493
	うち一般財源	4,220	4,493
決 算 額（B）		3,849	3,759
職員数（人）		7	7

成果指標設定理由	
達成状況の分析	

主な取組

個別労働紛争のあっせん

労働者個人と事業主との間の紛争（個別労働紛争）について、労働問題に関し知識・経験豊富な労働委員会の委員等が「あっせん員」となって当事者の間に入り、双方の主張を調整し、歩み寄りによる円満な解決を援助する。

労働争議の調整

組合と使用者との労働争議を労使が自主的に解決することが困難な場合に、労使双方から事情を聴取し、合意が得られるよう説得調整する。

不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったかどうかを審査し、行っていた場合には是正させる命令を出して、労働組合や組合員を救済する。

係属事件の状況【令和元年度】

- 個別労働紛争のあっせん：取扱件数 7件（解 決 3件／打切り 2件／取下げ 1件／繰 越 1件）
- 労働争議の調整：取扱件数 3件（打切り 3件）
- 不当労働行為の審査：取扱件数 3件（命 令 1件（外数）／繰 越 3件）

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	課　題　等	今後の方向性
	1 労働委員会の認知度向上 ・ 働き方の多様化や労働組合の組織率の低下など、労働環境が変化する中で、個別労働紛争が増加しているため、労働委員会の認知度を高め、紛争解決制度の利用促進を図る必要がある。 2 労使紛争の解決促進と調整・審査業務の迅速化、的確化 ・ 労働組合の正当な活動を保護するとともに、労使紛争の円満な解決により労使関係の安定を図るため、労使紛争の解決促進と業務の迅速化・適格化を図る必要がある。	1 広報活動の実施 ・ 周知月間の設定、街頭啓発、ラジオ番組、労働関係のセミナーでＰＲ、リーフレット配布、市町村広報誌掲載等の広報活動を産業労働部とも連携しながら実施する。 2（1）労政事務所や労働局等関係機関との連携 ・ 労働相談の窓口である労政事務所との情報共有を図るとともに、労使紛争の内容に応じて、労働局や裁判所等の関係機関の制度を当事者が的確に利用できるよう、関係機関と連携を図る。 （2）事務局職員及び労働委員の資質向上 ・ 職員や委員が労使紛争解決のための専門知識やノウハウを習得するため、各種研修への参加や他県との事例研究・情報交換等を積極的に行う。